

平成26年3月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(レ)第116号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・山口簡易裁判所平成25年(レ)第142号)

口頭弁論終結日 平成26年2月19日

判

決

京都市

控 訴 人

アイフル株式会社

上記代表者代表取締役

上記訴訟代理人支配人

山口県

被 控 訴 人

上記訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

主

文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、163万8700円及びうち137万6537円に対する平成25年6月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、登録を受けた貸金業者である控訴人との間で、継続的に金銭消費貸借取引を繰り返した被控訴人が、支払った利息のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。）1条1項による制限を超過する部分（以下「制限超過部分」という。）を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、控訴人は上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び法定利息（民法704条）の支払を求めた事案である。
- (2) 原審は、被控訴人の請求を全部認容した。
- (3) 控訴人は、その判断を不服とし、原判決の取消しと請求の棄却を求めて、控訴した。

2 請求原因等

- (1) 控訴人は、貸金業等を営む会社である。
- (2) 被控訴人は、控訴人との間で、原判決別紙計算書のとおり、平成10年8月4日から平成23年5月12日まで、継続的に金銭の借入と弁済を繰り返した（以下「本件取引」という。）。
- (3) 被控訴人の控訴人に対する弁済は、いずれも利息制限法所定の制限利率を超過するものである。
- (4) 控訴人は、貸金業者であるところ、利息制限法所定の制限利率を超える利息の弁済を被控訴人から受けており、そのことを認識していたので、悪意の受益者に当たる。
- (5) 利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をすると、平成25年5月31日現在で、138万1558円の過払金元金と利息26万3264円が生じている。
- (6) 被控訴人の期限の利益喪失の主張に対して
ア 被控訴人が平成10年9月4日の支払期日に支払うべき元利金の支払を

怠ってから最終取引日まで長期間にわたって、控訴人は約定遅延損害金を付して一括で支払いを求めたことがなく、貸付を繰り返していることから、控訴人は被控訴人に対して期限の利益の喪失を宥恕したといえる。あるいは、期限の利益の喪失を主張することは信義則に反する。

イ 仮に、期限の利益を喪失したとしても、控訴人は被控訴人が期限の利益喪失後に支払をした後、再び通常利率による利息に支払金を充当していることからすれば、被控訴人に対して再度期限の利益を付与したといえる。

- (7) よって、被控訴人は、控訴人に対し、過払金（不当利得）の返還、平成25年5月31日までの民法704条前段所定の利息の支払及び過払金元金に対する同年6月1日から支払済みまでの民法704条前段所定の利息の支払を求める。

3 請求原因に対する認否等

請求原因(1)の事実を認め、その余は否認ないし争う。

- (1) 控訴人は、上記取引期間を通じて、被控訴人に貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）17条1項及び18条1項に規定する書面（以下「17条書面」などという。）を交付しており、同法43条1項のみなし弁済規定の適用があると認識していたのであるから、控訴人において、規則にしたがった記載をした17条書面、18条書面を交付し、貸金業法43条1項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情があるというべきである。
- (2) 仮に、控訴人が悪意の受益者であるとしても、控訴人は、本件訴訟が提起されたことによって初めて、制限超過部分を弁済として受領できないことを認識したから、民法704条の利息を付すべき始期は、訴状送達の日翌日である。
- (3) また、控訴人は善意の利得者であるから、その返還すべき範囲は現に利益の存する限りにとどまるところ、不当利得分について法人税等により特別の

出費をしているなど経済合理性の観点から、その範囲が限られるべきである。

- (4) 仮に、控訴人が悪意の受益者であるとしても、過払金から発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当することはできない。
- (5) 本件取引に係る基本契約には、元利金の支払を怠ったときは何ら通知催告なくとも当然に期限の利益を失い、直ちに残債務全額を支払う旨の約定（以下「本件約定」という。）があったところ、被控訴人は、本件取引において、平成10年9月4日の支払期日に支払うべき元利金の支払を怠り、本件特約に基づき期限の利益を喪失した。上記期限の利益喪失後に発生するのは全て利息ではなく遅延損害金であるから、利息の制限利率ではなく、遅延損害金の約定利率又は利息制限法4条1項所定の制限利率によって過払金の元本への充当計算をすべきである。
- (6) 仮に、期限の利益喪失が認められないとしても、約定の支払期日に遅れた日数分については、利息の制限利率ではなく、遅延損害金の約定利率又は利息制限法4条1項所定の制限利率によって過払金の元本への充当計算をすべきである。

第3 当裁判所の判断

- 1 請求原因(1)の事実は当事者間に争いがなく、同(2), (3)の事実は甲第1号証及び弁論の全趣旨により認められる。
- 2 請求原因(4)（悪意の受益者）について
 - (1) 上記のとおり、控訴人は貸金業者であるが、制限利率を超過する約定利率で被控訴人との間で本件取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがや

むを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁第二小法廷平成19年7月13日判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、控訴人は、制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項の適用があることの立証をしないから、同項の適用があるとは認められず、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はない。したがって、控訴人は悪意の受益者であると推定される。

- (2) そうすると、控訴人は、本件取引にかかる各弁済によって過払金が生じれば、被控訴人に対し、悪意の受益者として、過払金が生じた時から民法704条前段所定の年5分の割合による利息を付してこれを返還すべき義務を負うこととなる。この点、控訴人は、上記利息を付すべき始期について訴状送達の日翌日である旨主張するが、前記のとおり、控訴人は悪意の受益者であって、不当に利得した日から利息を付して支払うべきであるから、採用できない。

3 請求原因(5)について

- (1) 弁論の全趣旨によれば、本件取引は基本契約に基づく連続した貸付取引であり、過払金が発生するとすればその後に発生する新たな借入金債務に充当される旨の合意があるものと認められる。
- (2) 控訴人は、仮に控訴人が悪意の受益者であるとしても、過払金から発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当する法的根拠はない旨主張する。

しかし、継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約が過払金充当合意を含むものである場合においては、過払金について発生した法定利息の充当につき別段の合意があると評価できるような特段の事情がない限り、まず当該法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきものと解するのが相当である（最高裁第一小法廷平成25年4月11日

判決参照)。

前記のとおり、本件取引に係る基本契約は過払金充当合意を含むものであり、本件において上記特段の事情があったことはいかなるわけでもないから、本件取引については、まず過払金について発生した法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきである。控訴人の上記主張は採用することができない。

- (3) また、控訴人は、本件取引にかかる各弁済によって過払金が生じれば、被控訴人に対し、悪意の受益者として、過払金が生じた時から民法704条前段所定の年5分の割合による利息を付してこれを返還すべき義務を負うものというべきであって、その後の納税等によって現存利益が失われたとしても、上記結論を左右するものではない。

4 期限の利益喪失の主張について

- (1) 証拠(甲1)および弁論の全趣旨によれば、被控訴人は本件取引において、平成10年9月4日の支払期日に支払うべき元利金の支払を怠ったことにより、本件特約に基づき期限の利益を喪失し、その後も支払期日に遅れて支払うことがしばしばあったことが認められる。
- (2) しかし、証拠(甲1)および弁論の全趣旨によれば、被控訴人は同日の支払期日に支払うべき元利金の支払を怠ってはいるが、その3日後の同月7日にはその支払をしており、その後も支払期日に遅れて支払うことがしばしばあったものの、1ないし3日を超える遅滞はなく、控訴人から残元本全額及びこれに対する遅延損害金の一括弁済を求められることはなかったことが認められる。そして、本件取引において、控訴人が被控訴人から弁済金を受領する都度、18条書面を作成して被控訴人に交付していたかどうかは明らかではなく、上記期限の利益喪失後、控訴人が被控訴人に交付した18条書面に、期限の利益喪失を前提として弁済金を遅延損害金のみ又は遅延損害金と元金に充当した旨の記載がされていたとの主張立証はない。また、本件取引に係る取引計算書(甲

1) には、上記期限の利益喪失後も期限の利益喪失前と同じく利息が発生することを前提とした弁済金の充当計算がされていることが認められる。

これらからすると、本件取引における客観的な各弁済の態様は、いずれも被控訴人が期限の利益を喪失していない、あるいは期限の利益の再度付与を受けたものと誤信して各弁済をしたことをうかがわせるものといえ、したがって、被控訴人としては、当初の約定の支払期日より支払が多少遅れることがあっても、遅れた日数分の遅延損害金を支払えば期限の利益を失うことはない信じ、期限の利益を喪失したために残元本全額を一括弁済すべき義務が発生しているとは思わなかったとしてもやむを得ない事情があるといえることができる。他方、控訴人は、上記期限の利益喪失後も利息として受領し続けていたと推認することができる。にもかかわらず、控訴人が、被控訴人から過払金の返還を求められるや、被控訴人は支払期日における支払が遅れたことにより既に期限の利益を喪失しており、その後に発生したのはすべて利息ではなく遅延損害金であったから、利息の制限利率ではなく遅延損害金の約定利率又は利息制限法4条1項所定の制限利率によって過払金の元本への充当計算をすべきであると主張するものであって、このような控訴人の期限の利益喪失の主張は、期限の利益を喪失していないものと信じて支払を継続してきた被控訴人の信頼を裏切るものであり、信義則に反し許されないものというべきである。

(3) したがって、被控訴人が控訴人に対して再度期限の利益を付与していたかどうかにかかわらず、本件取引について、利息制限法所定の制限利率により引き直し計算をするにあたっては、上記期限の利益喪失後も、同利率により引き直し計算をすべきである。控訴人の上記主張は採用できない。

なお、実際に支払が遅れた日数分については、利息の制限利率ではなく遅延損害金の制限利率年26.28%（平成12年5月31日以前は年36%。乙1の1, 2によれば、本件取引にかかる基本契約における約定遅延損害金利率は年39.931%であり、制限利率を超過する。）によって充当計算するの

が相当である。この点において、原判決における計算を一部修正することになる。

(4) これにより本件取引について利息制限法の制限利率で引き直し計算を
すると、別紙計算書のとおりとなる。

5 以上によれば、被控訴人の請求は、控訴人に対し、163万8700円及びうち137万6537円に対する平成25年6月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるから、その範囲で認容すべきであり、その余は理由がないから棄却すべきである。

よって、これと異なる原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。なお、その認容額等事案の性質に鑑み、訴訟費用は、第1、2審を通じて控訴人の負担とし、また、当審において、仮執行免脱宣言は相当でないから付さない。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 山 本 善 彦

裁判官 宮 寄 秀 典

裁判官 林 崎 由 莉 子

これは正本である。

平成26年3月12日

山口地方裁判所

裁判所書記官 森 山 泰 成

